6月定例会で可決された意見書

ゆとりある教育を実現するための教育予算増額 と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上 を目的として法制化され、我が国の義務教育の推進と充実に多大な貢献 をしてきた。

しかしながら、1984年(昭和59年)に当時の大蔵省は「臨時行政調査 会」さらに「行財政改革」のもと本制度の見直しを進め、学校事務職員 ・栄養職員の人件費を適用除外する方針を打ち出した。

こうした状況の中、1985年(昭和60年)には財政事情等を理由に旅費 及び教材費を、1990年(平成2年)には恩給費を適用除外し、地方自治 体にその負担を転嫁している。

さらに、近年では、学校事務職員・栄養職員の必置規制の廃止など地 方分権の推進や構造改革を理由に制度全体の見直しが提起されている。 これらは義務教育制度の根本を揺るがすもので、地方自治体の財政は一 層圧迫され、義務教育の円滑な推進に重大な支障を来すことから、決し て容認できるものではない。

よって、国においては、学校事務職員・栄養職員の必置規制を存続す るとともに、ゆとりある教育を実現するための教育予算の増額と義務教 育費国庫負担制度を堅持し、教育機会均等の確保並びに教育水準の維持 ・向上を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年6月24日

綾瀬市議会議長 内 藤 寬

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣 あて

税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書

現下の地方財政は、バブル経済崩壊後の税の大幅な減収に加え、国が 経済対策の一環として実施してきた国税・地方税を併せた政策減税、景 気対策による公共事業の追加等の経済財政運営により、財源不足が拡大 し、危機的な状況にある。

本市を始め、各市においては、徹底した行財政改革を積極的に取り組 んでいるが、個性豊かな地域社会の形成、少子・高齢化への対応、地域 経済の活性化等の新たな行政課題に直面しており、真の分権型社会を実 現するためには、自己決定・自己責任に基づく地方税財政基盤の確立が 喫緊の課題となっている。

政府においては、平成14年6月25日に閣議決定された「経済財政運営 と構造改革に関する基本方針2002」(骨太方針第2弾)に基づき、国庫 補助負担金、地方交付税、税源移譲等を含む税源配分のあり方を三位一 体で改革し、6月末までに改革工程表をとりまとめることとされている。

この三位一体の改革に当たっては、地方分権の基本理念を踏まえ、地 方分権改革の残された最大の課題である、国と地方の役割分担を踏まえ た税源移譲等による地方税財源の充実強化が必要不可欠である。

- 基幹税の再配分を基本とする税源移譲等の地方税財源の充実強化
- 地方交付税を通じた財源保障機能と財源調整機能は不可欠であり、 これの堅持
- 3 国庫補助負担金の廃止・縮減は、単なる地方への財政負担の転嫁と せず、税源移譲等との一体的実施

これら税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を強く要望する。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年6月19日

綾瀬市議会議長 内 藤 寬

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 経済財政政策担当大臣 総務大臣 財務大臣 経済産業大臣 あて

6月定例会の審議結果一覧表

成 賛

		結果と議決日		案件に対する各会派の賛否				
番号	、			公	日共	み政	新	あ市
1 11 万	大型			明	産	ら 策	政	サ会
				党	本党	い議	会	せ議
第128号議案	綾瀬市手数料条例の一部を改正する条例	原案可決	6 / 24					
第129号議案	綾瀬市印鑑条例の一部を改正する条例	"	"					
意 見 書 案 第 7 号	税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書	"	6 / 19					
	ゆとりある教育を実現するための教育予算増額と義務教育費国庫負 担制度堅持を求める意見書	"	6 / 24					

9月定例会は、9月2日から24日まで開かれる予定です

審	議	日	程	
2日(火)	本会議	(議案	審議)	
3日(水)	本会議	(議案	審議)	
5日(金)	教育福	祉常任	委員会	
8日(月)	経済建	設常任	委員会	
9日(火)	総務常	任委員	会	
10日(水)	教育福	祉常任	委員会	
11日(木)	経済建	設常任	委員会	
12日(金)	総務常	任委員	会	
16日(火)	基地対	策特別	委員会	
18日(木)	本会議	(一般	質問)	
19日(金)	本会議	(一般	質問)	
24日(水)	本会議	(委員	長報告	~採決)

あなたも傍聴してみませんか 本会議は、簡単な受け付けだけで傍聴できます

- ・一般質問の日には、市民ホールのテレビで本会議場の 内容をモニター放映しています
- ・審議日程は状況によって変更することがありますので、 議会事務局までお問い合わせください
- ・開会時間は午前9時、24日(水)は9時30分になります

お問い合わせは、議会事務局

☎0467 77 1111 内4102まで

E-mail:su3110@city.ayase.kanagawa.jp